

# 外国人技能実習機構業務の概況

令和5年5月

外国人技能実習機構広島事務所



# 外国人技能実習機構の組織と所掌事務

- ・主務大臣(法務大臣、厚生労働大臣)
- ・出入国在留管理庁長官

事務の委任、  
監督

報告

本部事務所 Tel.03-6712-1523(代表)  
東京都港区海岸3-9-15 LOOP-X3階

理事長

(主務大臣が任命)

理事

(3人以内)  
(理事長が主務大臣の  
認可を受けて任命)

監事

(2人以内)  
(主務大臣が任命)

総務部

国際部

指導援助部

技能実習部

地方事務所 全国13か所(本所8か所・支所5か所)

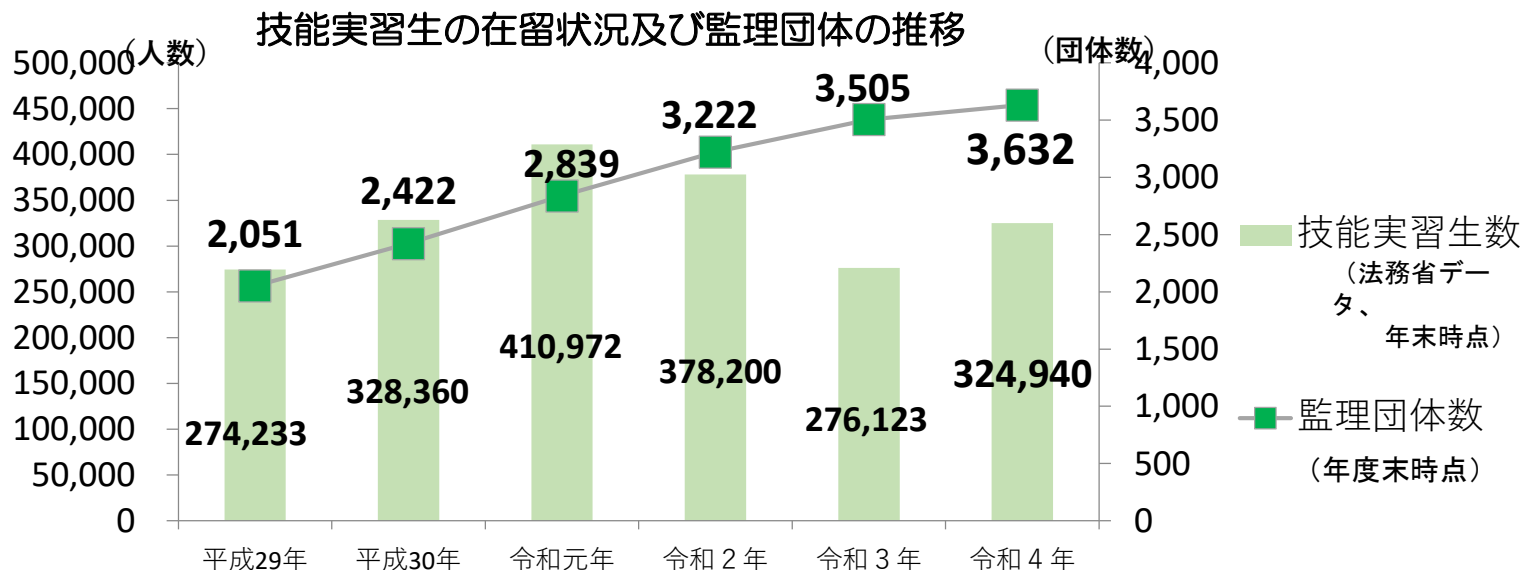
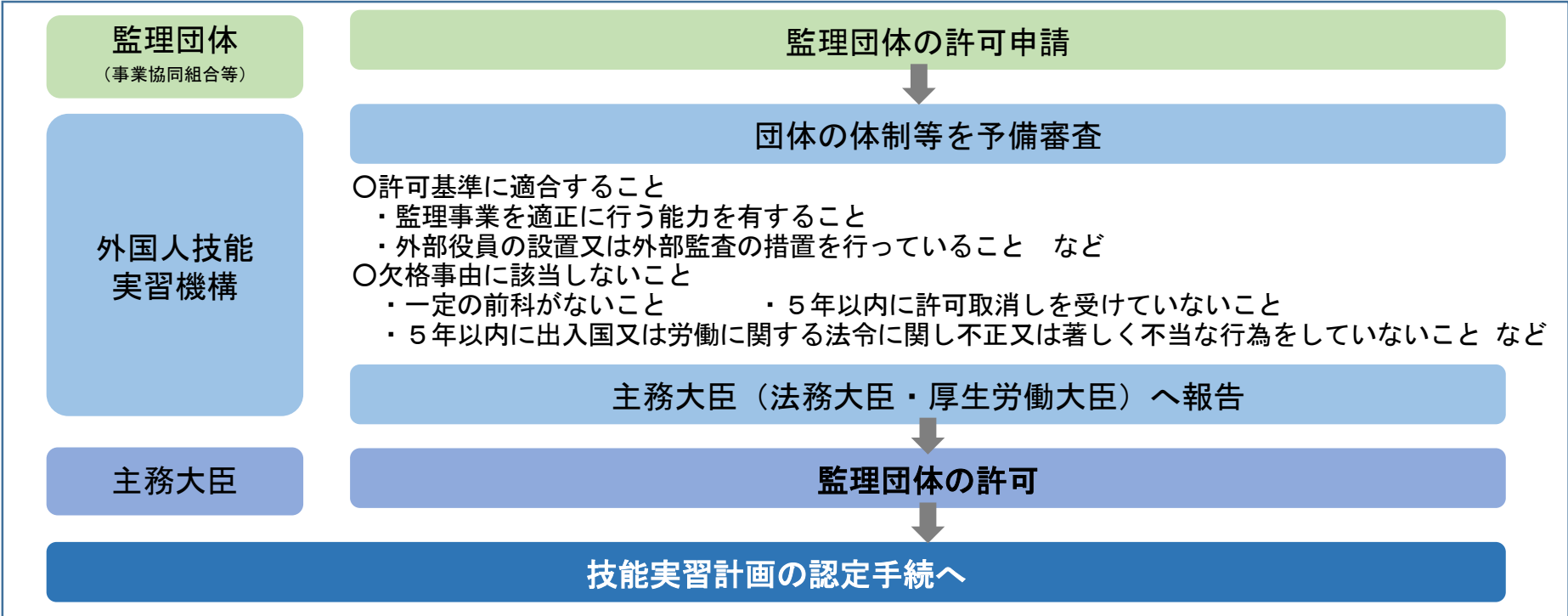
## 組織形態

- 認可法人(発起人が設立を発起し、主務大臣が設立を認可)

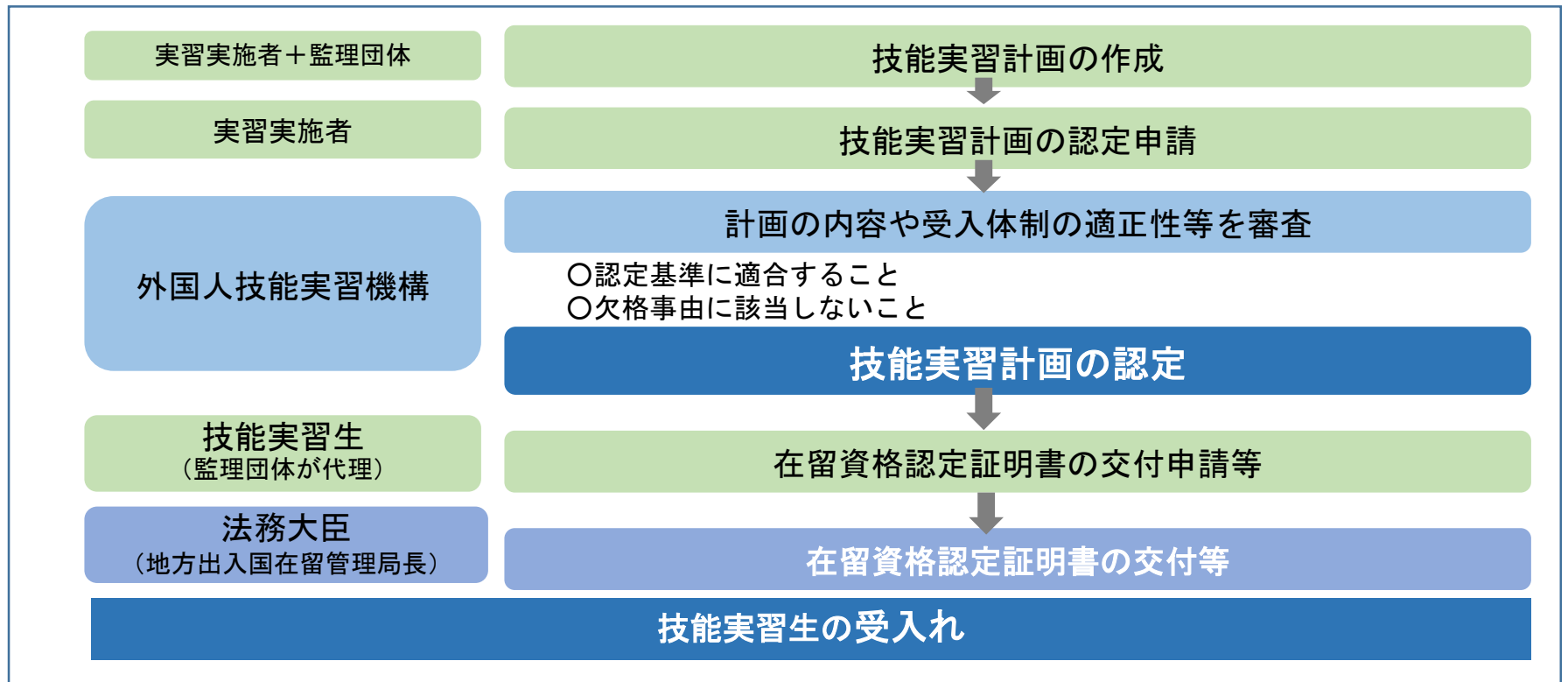
## 所掌事務

- 技能実習計画の認定
- 監理団体の許可に関する調査
- 実習実施者の届出の受理
- 実習実施者・監理団体に対する報告徴収、実地検査等
  - ・ 監理団体(約3,600団体)への実地検査を年1回実施
  - ・ 実習実施者(約62,000社)への実地検査を実施(3年間で全数を網羅)
- 技能実習に関する各種報告(監理団体からの監査報告、技能実習実施困難時の報告、実習実施者からの実施状況報告等)の受理
- 技能実習生の相談対応・援助・保護
- 技能実習に関する調査・研究

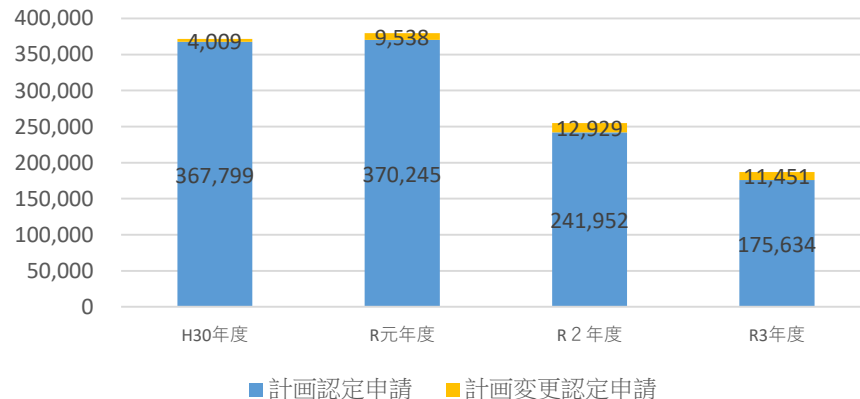
# 外国人技能実習機構の業務①（監理団体の許可）



# 外国人技能実習機構の業務② (技能実習計画の認定等)



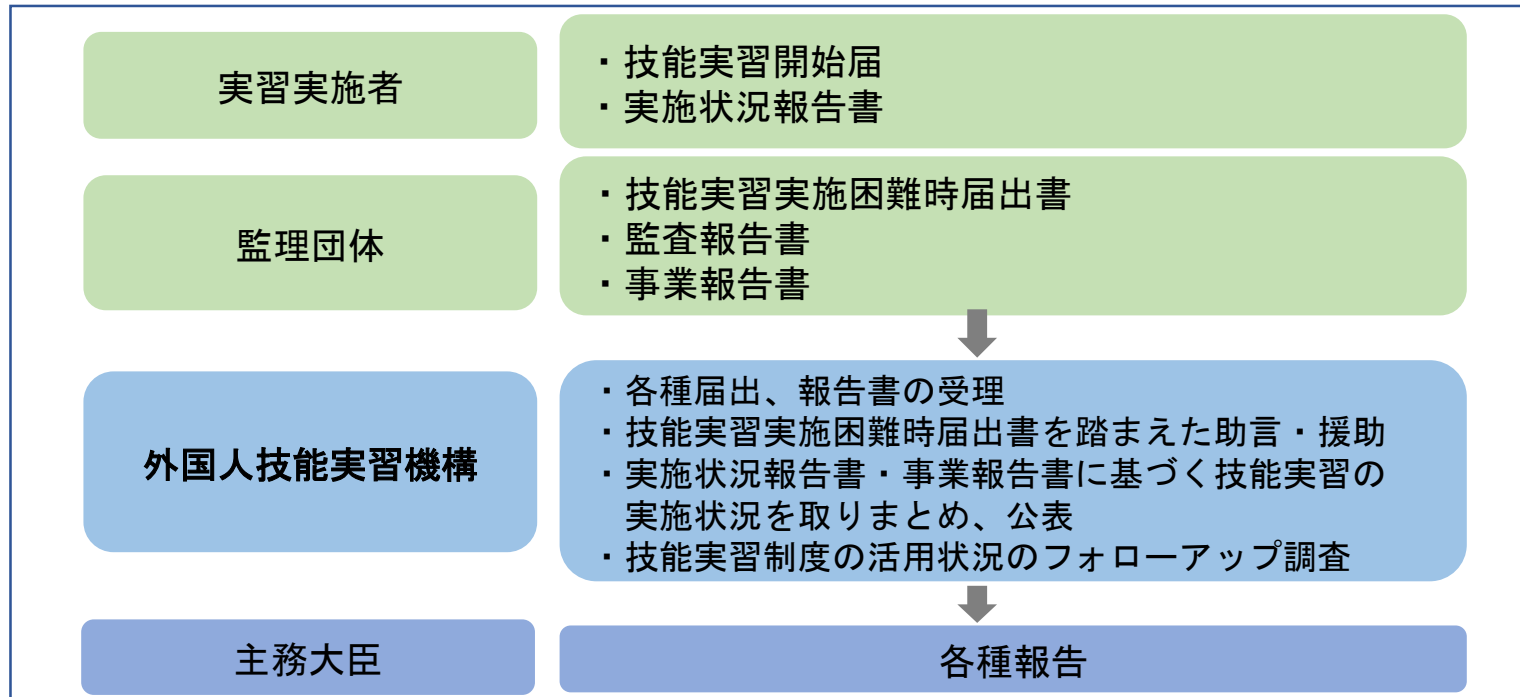
計画認定関係 各種件数



○重要な変更をしようとする場合は、あらかじめ変更認定を受けることが必要

○通常の変更の場合 (3か月以上の技能実習期間の変更、宿泊施設の変更等) は技能実習計画軽微変更届出書の提出が必要

# 外国人技能実習機構の業務③ (届出、報告書の受理)



## 機構における届出・報告書の活用

### 実施状況報告書・事業報告書の主な調査項目

- ・ 実習実施者数
- ・ 労働時間
- ・ 給与の支給、控除
- ・ 技能実習生の昇給率
- ・ 監理団体数、監理事業所数
- ・ 監理事業所ごとの技能実習生数
- ・ 技能実習生一人当たりの月額監理費

### 実習制度の活用状況のフォローアップ調査項目

- ・ 技能実習の効果
- ・ 技能実習中の問題や課題
- ・ 技能実習期間中の課外活動に関する取組
- ・ 帰国後実習生に対するアフターケアに関する取組
- ・ 帰国後の就職状況

## 外国人技能実習機構で行う範囲 (※主務大臣等も実施可能)

### 実地検査

○監理団体及び実習実施者に対し、技能実習が法令等に則って実施されているか、訪問により検査を行うもの。

### 定期検査

○検査計画に基づき定期的に実施するもの。  
 ※監理団体は1年に1回、実習実施者は3年に1回実施することとしている。

- ・技能実習生の実習状況や帳簿書類等の確認
- ・技能実習責任者や監理責任者、技能実習生本人等からヒアリング

### 臨時検査

○技能実習生からの申告や各種情報に基づき技能実習法違反が疑われるものについて、随時、実施するもの。

- ・申告や情報提供等の内容について、重点的に確認し、当事者の主張や事実関係等を整理

法令違反等あり

改善勧告・改善指導

未改善

改善

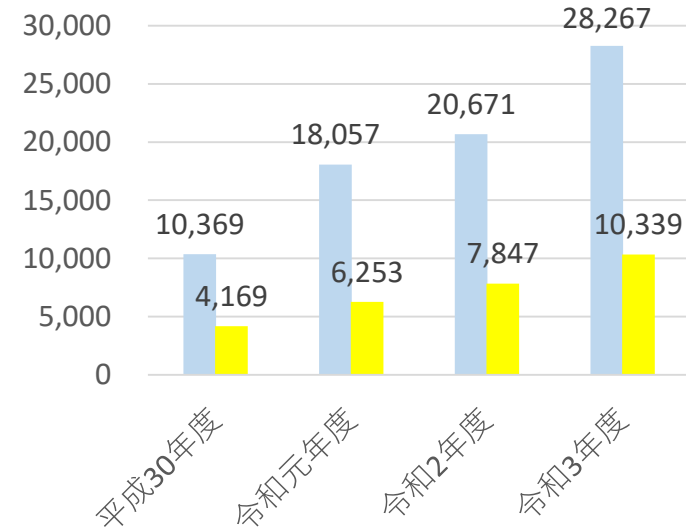
○重大・悪質な法令違反  
 ○同種違反を繰り返す場合等

主務大臣等による行政処分等

法令違反等なし

完結

実地検査件数(うち指導件数)



## 外国人技能実習機構の業務⑤ (母国語相談)

「母国語相談」として、曜日を決めて主要な言語により、電話やメール等で相談対応を実施。  
また、地方事務所・支所においても、電話又は来所による相談対応（平日 9:00～17:00）を実施。  
さらに、技能実習生に対する各種支援策などについて、SNS（Facebook、Twitter）、「技能実習生手帳アプリ」により、母国語等で情報を発信（URL : <https://www.otit.go.jp/sns/index.html>）。

### 母国語相談の実施日時

技能実習生であれば、誰でも電話、電子メール、オンライン通話（Zoom）、手紙によって、8か国語での申告・相談が可能。

※中国語、ベトナム語、インドネシア語、フィリピン語、英語、タイ語、カンボジア語、ミャンマー語

### 母国語相談件数の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
技能実習生の在留者数（人）	274,233	328,360	410,972	378,200	276,123
相談件数（件）	<b>854</b>	<b>2,695</b>	<b>7,452</b>	<b>13,353</b>	<b>23,701</b>
申告件数（件）	0	90	133	82	104

### 令和3年度の母国語相談の主な相談内容

- 賃金・時間外労働等の労働条件に関すること（賃金未払い、過重労働、有休等）
- 管理に関すること（会社からのハラスメント、私生活の不当な制限、居住環境等）
- 途中帰国に関すること（強制帰国、期間満了前の帰国等）
- その他の制度に関すること（他の在留資格への変更、特定技能制度に関すること、税金等）
- 実習先変更に関すること（3号での実習先変更含む）

技能実習を開始した実習実施者において技能実習の継続が困難になった場合(注)で、かつ、技能実習生が技能実習の継続を希望する場合には、実習先の変更ができる。

実習先変更にあたって、実習実施困難時に監理団体及び実習実施者が新たな実習先を確保する努力を尽くしてもなお確保できない場合には、機構が新たな受入れ先となり得る監理団体の情報を提供するなどの支援を行う。

(注) 実習実施者の経営上・事業上の都合、実習認定の取消し、実習実施者における労使間の諸問題、実習実施者における暴行等の人権侵害行為や対人関係の諸問題等の場合

### 転籍に関する支援

○ 「監理団体向け実習先変更支援サイト」を整備(注1)

○ 外国人技能実習機構による個別支援を実施(注2)

技能実習生の希望等に沿って転籍先となり得る監理団体等の情報を提供

(注1) 技能実習生の受け入れ先となり得る監理団体の情報について、情報の受付及び提供を行う。

(注2) 監理団体等が転籍先を確保する努力を尽くしてもなお確保できない場合に実施される。

### 実習先変更個別支援受案件数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実習先変更支援件数	20	36	54	49	39

(注) 機構が、実習先変更に係る個別支援の「申出」を受理した件数。

このため、機構が日常の業務において、実習生や監理団体等に対して行っている実習先変更に係る助言等の件数、

監理団体等が行った実習先変更支援の件数は含まれない。



監理団体又は実習実施者から不適正な行為を受けたことに起因し、技能実習生が監理団体や実習実施者が確保する宿泊施設に宿泊できない、又は宿泊することが相当でない場合には、外国人技能実習機構として一時宿泊先の提供等の支援を行う。

## 一時宿泊先の提供に関する支援の流れ

### ○技能実習生による機構（本部又は地方事務所・支所）への相談

- ・ 事情等の聴取、確認
- ・ 一時宿泊先提供の必要性を判断



### ○一時宿泊先の提供

- ・ 機構は、予め地方事務所・支所が所在する地域の都道府県別に旅館ホテルの団体と協定を締結
- ・ 機構は相談を受けた技能実習生に一時宿泊先の提供が必要と判断した場合は、当該協定に基づき、当該実習生に一時宿泊先を提供



### ○一時宿泊施設における支援

- ・ 技能実習生は提供された宿泊先に一定期間滞在。
- ・ 居所と食事の提供を受けながら、新たな実習先の確保等の支援を受ける。（費用は機構が負担）

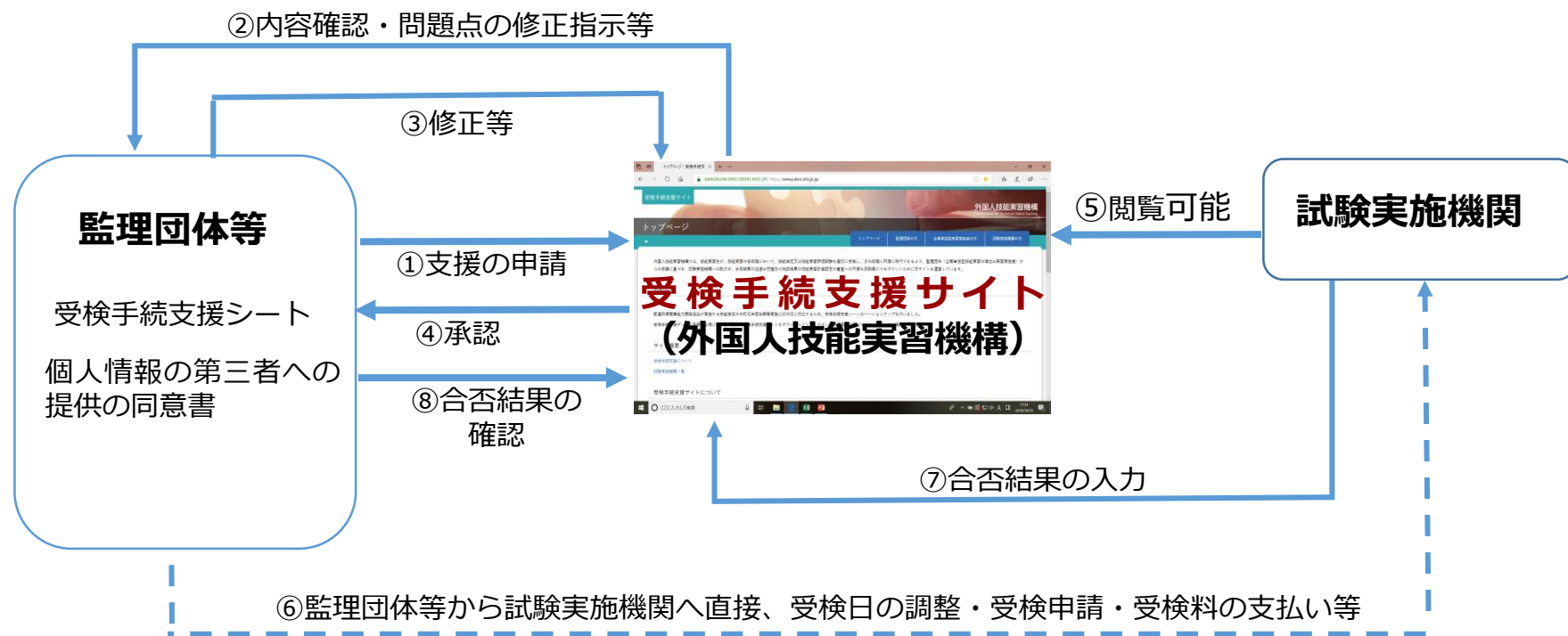
## 宿泊支援、宿泊支援協定締結対象施設

- 令和3年度末時点で、宿泊支援件数は、117件
- 宿泊支援協定締結対象施設は、386か所

# 外国人技能実習機構の業務⑧ (技能検定等の受検手続支援)

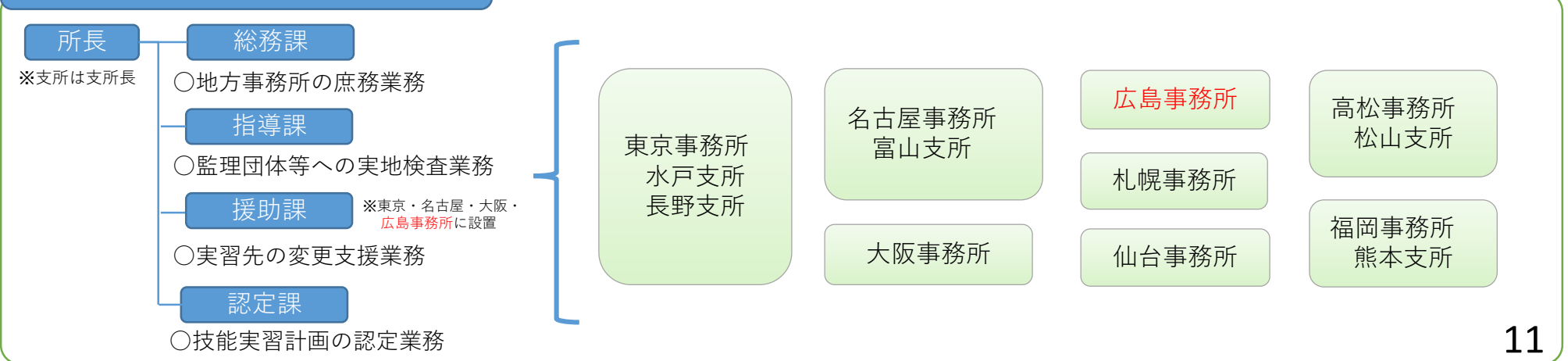
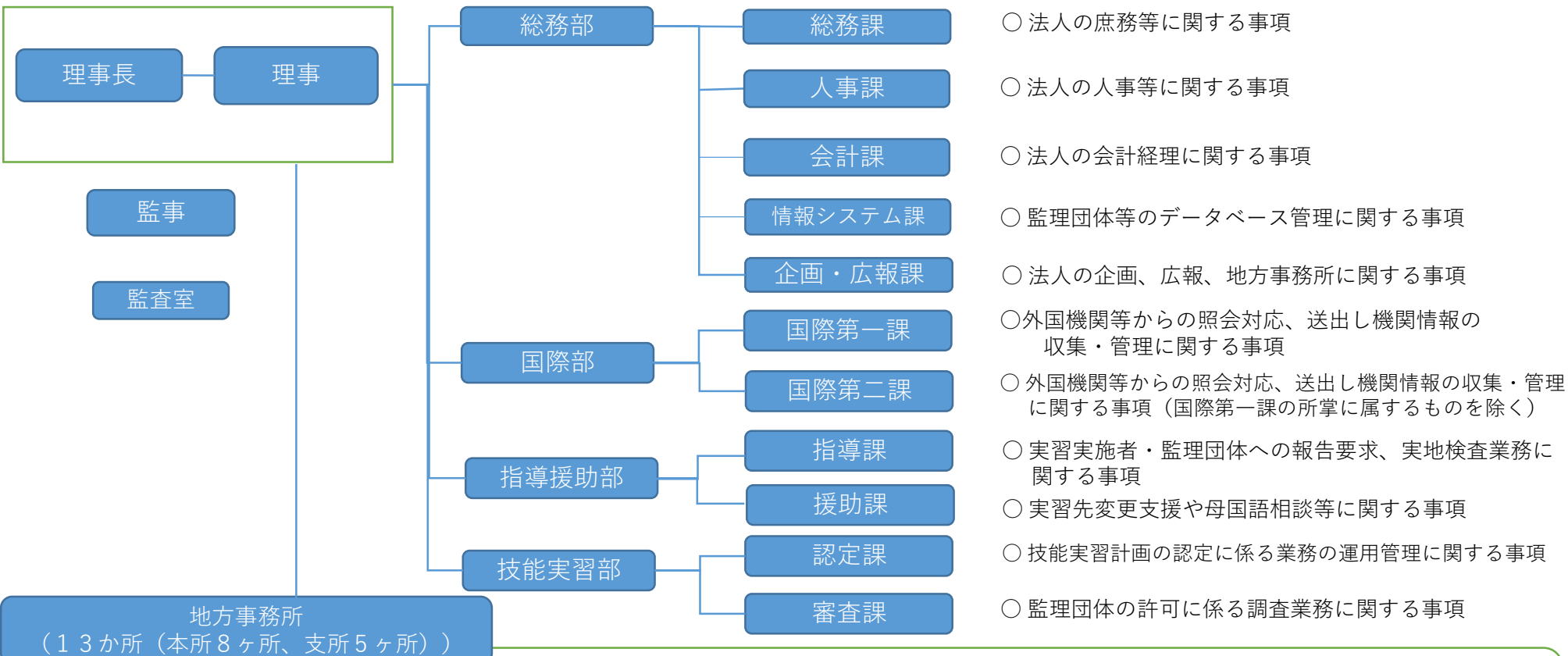
技能実習生が、技能実習の各段階において、技能検定等を適切に受検し、次の段階に円滑に移行できるよう、外国人技能実習機構において、監理団体（企業単独型技能実習の場合は実習実施者）からの申請に基づき、試験実施機関への取次ぎ、合否結果の迅速な把握及び当該結果の技能実習計画認定審査への円滑な反映等につなげていくこととしている。

## 受検手続支援サイトの仕組み



	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
受検手続支援人数	98,904	205,060	302,579	265,473	191,558

# 外国人技能実習機構の組織・体制について

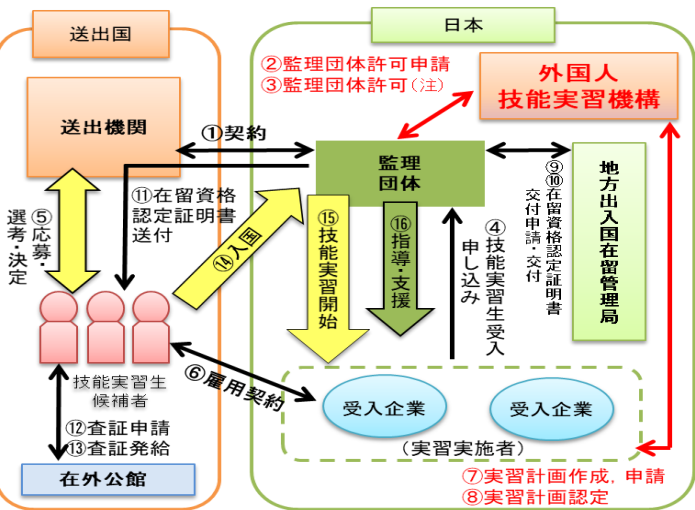


# (参考) 技能実習制度の仕組み

- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約32万人在留している。  
※令和4年末時点

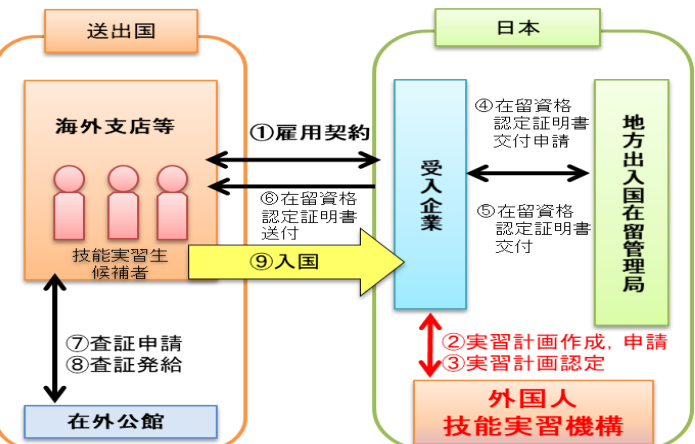
## 技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

**【団体監理型】** 非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施

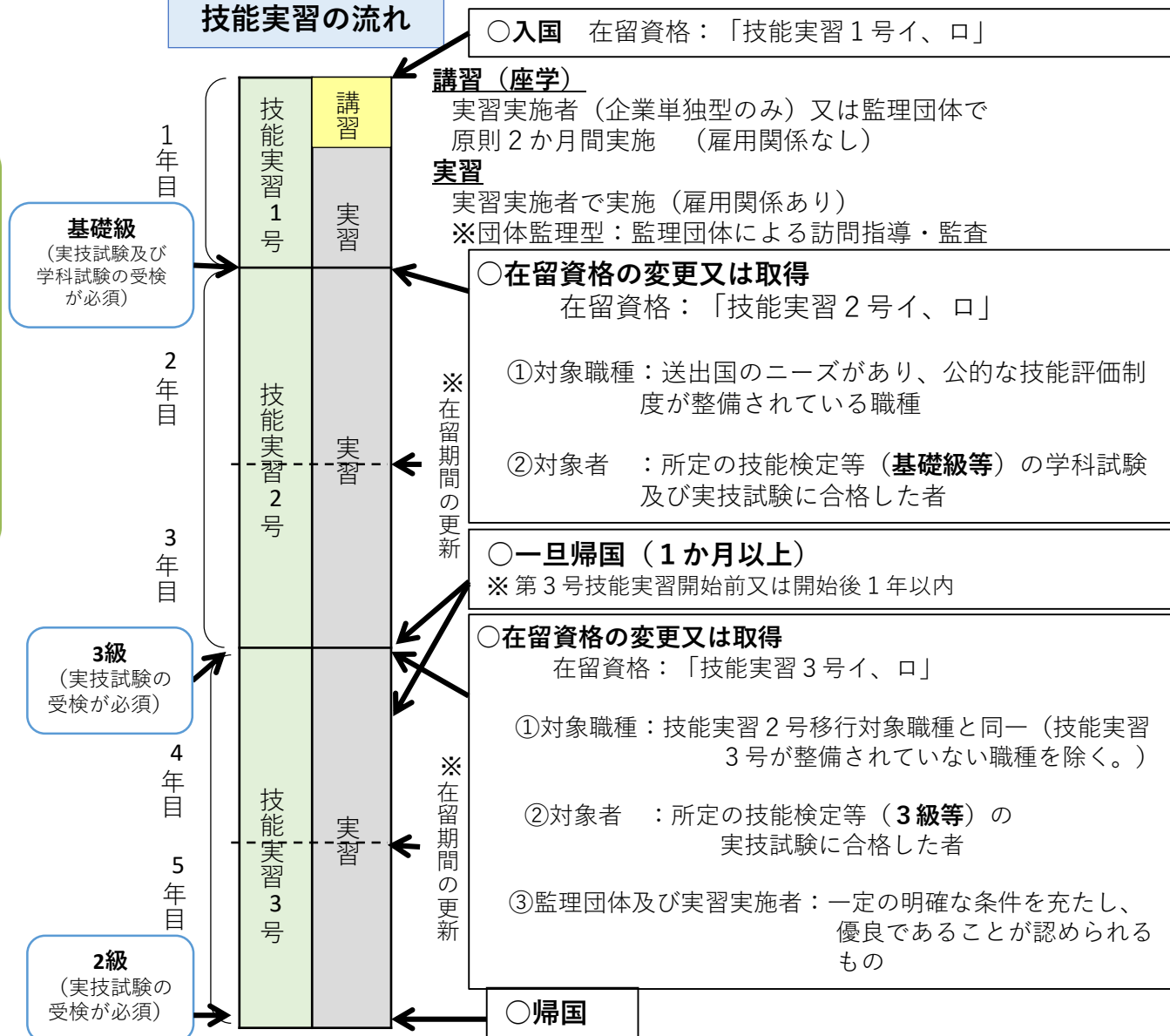


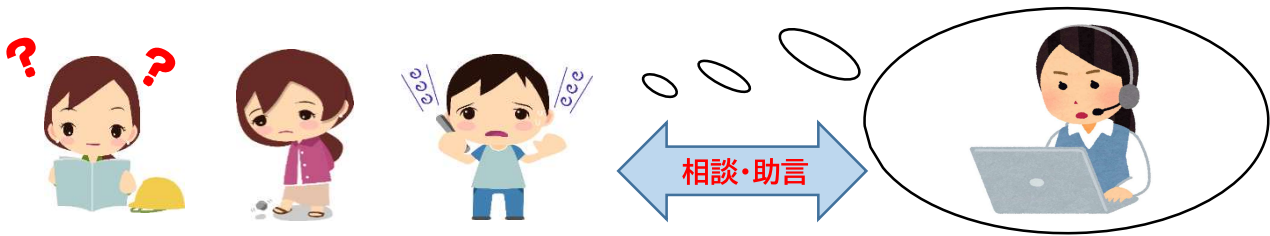
注：外国人技能実習機構による調査を経て、主務大臣が団体を許可

**【企業単独型】** 日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施



## 技能実習の流れ





## オンライン通話 (Zoom) での相談対応を始めます

これまでの電話、メールによる母国語相談に加え、ウェブ会議システムZoomを利用して、オンライン通話による音声相談ができるようになります。電話番号を持っていなくても、Wi-fi環境下でインターネット回線を使用して相談ができます。

8カ国語に対応していますので、是非、お気軽にご相談ください。

(ベトナム語、中国語、インドネシア語、フィリピン語、英語、タイ語、カンボジア語、ミャンマー語)

※事前にメールアドレスの取得が必要になります。またスマートフォン、タブレットをご利用の方はZoomアプリのダウンロードが必要になります。

※お金はかかりません。

※ウェブカメラをオフにした状態で音声通話のみで相談を行います。

※開始時期は4月12日(水)より。

### Zoomでのオンライン通話の手順

①外国人技能実習機構(OTIT)の母国語相談フォームに必要事項を記載し、母国語相談室へメールを送信します。(https://www.support.otit.go.jp/soudan/)

※メールは、Gmail、Outlookなどのフリーメールが使えます。

②母国語相談室とメールで相談日時を調整し、オンライン会議室のURL、ID、パスコードの案内を受けます。

※相談日時は、母国語相談の対応日時になります。

③Zoomアプリの「Zoom Cloud Meeting」をダウンロードし、インストールします。※アカウント登録は不要です。

④相談日時に、URLからZoomのオンライン会議室にアクセスし、通話相談を開始します。

⑤相談時には、画像や映像などの電子データを提出する事も可能です。

### ◆母国語相談の対応日時

対応言語	対応日	対応時間	対応言語	対応日	対応時間
ベトナム語	月～土	月～金 11:00～19:00	英語	火・木・土	月～金 11:00～19:00
中国語	月・水・金・土	土・日 9:00～17:00	タイ語	木・日	土・日 9:00～17:00
インドネシア語	火・木		カンボジア語	木	
フィリピン語	火・木・土		ミャンマー語	火	

#### 【オンライン通話での相談対応における留意事項】

- 通信料(パケット代)などオンライン通話にかかる費用は自己負担になります。
- オンライン通話の利用に際し、インターネットに関する各種トラブルが発生した場合は、自己責任となります。
- オンライン通話で知り得た情報については、個人情報として厳重に取り扱います。
- オンライン通話の利用者は別途定める「オンライン通話による母国語相談利用規約」を遵守するものとします。

※なお、Facebook Messengerによる音声通話相談対応は令和5年4月27日をもって終了といたします。

### ■お問い合わせ先



外国人技能実習機構 (Organization for Technical Intern Training)  
指導援助部援助課 TEL03-6712-1965

## オンライン通話による母国語相談利用規約

外国人技能実習機構（以下「当機構」といいます。）が実施するオンライン通話による母国語相談（以下「オンライン相談」といいます。）を利用するためには、本利用規約への同意が必要となります。なお、第6条により、利用を申し込んだ場合は、本利用規約に同意したものとみなします。

### 第1条（目的）

当機構の母国語相談業務におけるサービス提供方法の一つとして、オンライン相談の機会を提供します。

### 第2条（対象者）

オンライン相談を利用できるのは、次の全ての条件を満たす方です。  
(1)技能実習生（元技能実習生を含む。）  
(2)(1)の代理人、支援者等（原則として、外国籍の者で日本語によるコミュニケーションが困難な者）  
(3)スマートフォン、PC等を所有し、第4条の通信に使用するアプリケーションソフトなどオンライン相談に必要な環境を準備できる方

### 第3条（利用料）

オンライン相談の利用料は無料とします。ただし、オンライン相談を利用するための通信機器・通信料等の費用はオンライン相談を利用する方（以下「利用者」といいます。）が負担するものとします。

### 第4条（通信に使用するアプリケーションソフト）

オンライン相談では、オンライン通信のアプリケーションソフトとして「ZOOM」を使用します。  
オンライン相談の利用に当たっては、別途「ZOOM サービス規約」にも同意いただく必要があります。  
オンライン相談を申込み、これを利用する場合は、当該利用規約にも同意したものとみなします。

### 第5条（利用環境）

利用者は、以下の環境（端末・接続環境）をもって、オンライン相談を利用することとします。  
(1)利用者はウイルス感染等のセキュリティ侵害が発生していない安全な端末を利用すること。  
(2)利用者端末はインターネットに接続されていること。（秘匿性及び安全性が不明なものや接続経路の管理状況が不明な無料のインターネット接続サービス等の利用は禁止する。）

### 第6条（利用申込み等）

(1) 予約申込みの際に、次の事項をお伝えいただくことが必要です。なお、2回目以降についての予約申込みは、オンライン相談の際にも行うことができます。  
① 氏名  
② 生年月日  
③ 希望日時  
④ 連絡先メールアドレス  
(2) 予約申込みを受けて、当機構で日程調整を行い、オンライン相談の実施日時及び使用URLをご連絡します  
(3) キャンセルの場合は、メールにてご連絡をお願いします。なお、連絡がないまま(2)の実施日時を10分経過した場合は、キャンセルとみなします。連絡がないままキャンセルした場合は、今後のオンライン相談の利用をお断りする場合があります。

### 第7条（利用の記録等）

(1) 当機構は、オンライン相談の運用管理、利用状況の把握及び利用者の利便性向上のために、オンライン相談の利用時間帯、サイト等へのアクセス履歴及び利用者を使用した端末装置等の識別情報を記録することがあります。  
(2) 当機構がオンライン相談において、利用者から提供を受けた電磁的記録については、当機構に対し提出されたものとしてみなすとともに、提出された情報を本業務の目的に使用することを利用者が同意したものとみなします。  
(3) 当機構は前第1項の定めにより記録した情報を、個々の端末装置が特定できる形式で公開しないものとします。ただし、法令に基づき、官公庁、捜査機関等から開示又は提供を要求された場合はこの限りではありません。

### 第8条（個人情報保護）

(1) 利用者の個人情報は、本業務の目的以外に利用又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置を講じ、秘密保持を図るものとします。  
(2) 利用者は、第12条(3)に規定する措置を講じ、秘密保持を図るものとします。

### 第9条（免責事項）

(1) オンライン相談の利用に関し、利用者が使用した通信に関する環境（端末、回線、ソフト、利用場所等の一切を含む。）に起因して発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた被害について、当機構は一切責任を負わず、当該損害を賠償する義務を負わないものとします。  
(2) 通常講ずべきセキュリティ対策を講じても防止できない外部からのサイバー攻撃や災害、停電など、当機構の責に帰すべき事由によらず利用者に損害が発生しても当機構は一切責任を負わず、損害を賠償する義務はないものとします。

### 第10条（損害賠償）

利用者が、本利用規約に違反した結果、当機構が損害を被った場合、その損害は利用者が負担するものとします。

### 第11条（法令等の遵守）

利用者は、オンライン相談の利用に当たって、本利用規約に加え、関連する法律、政令、省令、条例、規則及び命令等を遵守するものとします。

### 第12条（その他留意事項）

(1) 脅迫や暴言、就職目的以外の利用等適正なオンライン相談の遂行に支障があると判断した場合には、オンライン相談を中止又はお断りすることがあります。  
(2) オンライン相談の際には、秘密保持のため、個室又は周囲に他人がいない環境を整えてください。  
通訳、介助者等の同席が必要な場合には、予め当機構にお伝えください。  
(3) オンライン相談に先立ち、第4条に規定するアプリケーションを使用可能な状態にしておいてください。  
また、通信環境がオンライン相談に支障がないことの確認を済ませて下さい。その他、オンライン相談に利用する端末等について以下のとおりとしてください。  
・ オンライン相談において利用するブラウザやソフトウェアについては常に最新のバージョンに更新し、最新のパッチを適用してください。  
(4) オンライン相談を実施するための通信に要する費用は、全て利用者のご負担となります。特に、従量制の料金設定としている場合など十分ご注意ください。

### 第13条（本利用規約の変更）

当機構は、利用者の承諾なしに、本規約を変更することができるものとします。本規約の変更後にオンライン相談を利用した場合、利用者は当該変更について同意したものとみなします。

### 第14条（準拠法及び合意管轄裁判所）

本利用規約には、日本法が適用されるものとします。オンライン相談の利用に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 妊娠を理由に技能実習を一方的に終了することはできません

- ・妊娠、出産等を理由とした解雇や不利益取扱いは法律で禁止されています。
- ・送出機関が技能実習生との間で、妊娠等を理由として帰国することを約束することは許されません。
- ・技能実習生から妊娠を伝えられた場合には、監理団体・実習実施者は技能実習生と話し合い、技能実習生の希望も踏まえて必要な対応をしてください。

## 技能実習生の妊娠が分かったら

- 技能実習生は妊娠に戸惑い、技能実習を続けられるかなど大きな不安を抱えています。監理団体・実習実施者は、技能実習生向けリーフレットを渡し、技能実習をやめる必要はないことや、妊娠・出産についての支援制度を説明するとともに妊娠中・出産後の技能実習生に対して必要な措置を講じてください。

### <妊娠中・出産後の技能実習生に配慮が必要なこと>

- ☑実習実施者は、妊娠中・出産後の技能実習生を、重量物を取り扱う業務、有害ガスを発生する場所等に就かせることはできません。また、妊娠中・出産後の技能実習生から請求があれば、時間外労働や休日労働、深夜労働をさせることはできません。
- ☑実習実施者は、技能実習生が妊産婦のための保健指導や健康診査を受けるために必要な時間を確保しなければなりません。
- ☑実習実施者は、技能実習生が医師等から、妊娠中に通勤緩和や休憩の取得等に関する指導を、妊娠中や出産後に作業制限や勤務時間の短縮、休業等の指導を受けた場合は、これらの措置を講じる必要があります。
- ☑監理団体・実習実施者は、上記対応によって、技能実習計画で定めた作業内容等の変更が必要となる場合は、外国人技能実習機構へ相談してください。

- 監理団体・実習実施者は、技能実習生の定期的な病院受診や市町村での手続（母子健康手帳の交付等）を支援し、安心して妊娠に向き合える環境の整備に努めてください。

## 技能実習生と話し合っていたきたいこと

- 監理団体・実習実施者は、技能実習を最後まで行えることを説明した上で、技能実習の継続意思や、日本での出産を希望するかを確認してください。
- 技能実習生が帰国を希望する場合には、「妊娠等に関連した技能実習期間満了前の帰国についての申告書」（技能実習制度運用要領参考様式1-42号）を活用しつつ、実習の再開の時期や手続等について、技能実習生に説明し、技能実習を終期まで円滑に行えるよう努めてください。
- 技能実習生が実習終了を希望する場合は、円滑な帰国のために必要な措置を講じる必要があり、技能実習生に負担させることは禁じられています。
- 技能実習を中断又は中止することとなった場合には外国人技能実習機構に技能実習困難時届出書を提出してください。（同届出書を提出した場合であっても、技能実習計画の変更認定申請により、実習を再開することができます。）

## 技能実習生が日本で出産する場合の留意点

☑ 出産に際し日本で受けられる各種支援制度のほか、出産する病院の選択や入院手続、入院中必要な物や書類の用意など、技能実習生に必要な支援をするよう努めてください。

【出産に伴う手当等の支援制度】

- ・健康保険や国民健康保険の加入者が出産したときは、出産育児一時金が支給されます。また、健康保険の被保険者が出産のため会社を休み、その間に給与の支払いを受けられなかったときは、出産手当金が支給されます。これらの給付は、国籍や出産の場所等に関わらず、受けることができます。
- ・健康保険と厚生年金については、産前産後・育児休業期間中の保険料が免除されます（健康保険組合又は年金事務所で手続が必要です。）。また、国民年金については、産前産後期間の保険料が免除されます（市区町村または年金事務所で手続が必要です。）。

☑ 技能実習生が産前産後休業（※）を取得する場合は、技能実習の一時中断となるため、外国人技能実習機構に技能実習実施困難時届を提出する必要があります。また、在留資格の手続きについては、地方出入国在留管理局へ相談してください。

（※）産前産後休業

実習実施者は、産前は出産予定日の6週間前から、産後は原則として8週間、女性の技能実習生を就業させることはできません。

☑ 技能実習生に、育児休業制度の利用可否について説明し、取得希望を確認してください。一定の要件を満たした技能実習生から、育児休業の申出があった場合は、育児休業を取得させなければなりません。

育児休業は、「子どもが1歳6か月に達する日までに労働契約が満了することが明らかでない者」が対象となります。

※労働契約の満了の時点は、在留期限ではなく、技能実習生の残りの技能実習期間や、次段階（第2号又は第3号）の技能実習を予定しているかで判断してください。

※育児休業給付金は、在留資格にかかわらず支給されます。

☑ お子さんの出生に係る届出等手続については、市町村や、在日大使館に確認するなどし、在留資格の取得手続については、地方出入国在留管理局に相談し、技能実習生に必要な支援をするよう努めてください。

## 問い合わせ先:外国人技能実習機構（TEL:03-3453-8000）

～各制度の問い合わせ先は、以下のとおり～

厚生年金について⇒年金事務所

国民年金について⇒年金事務所又は市区町村

健康保険について⇒加入先の医療保険者

（協会けんぽ加入者の保険料免除については年金事務所）

国民健康保険について⇒市区町村

育児休業について

産前産後休業について

➡ 労働局

在留資格について⇒入管庁



- 日本では、妊娠（子どもがお腹にいること）したことで仕事をやめさせることは法律で禁止されています。
  - 送出国や監理団体は、あなたの妊娠を理由に、**あなたが実習を続けたいのにあなたを国に帰すことは許されません。**
  - 仕事をやめさせられそうになったり国に帰るよう言われたら、**外国人技能実習機構(OTIT)へ相談してください。**OTITが助けます。
- ※連絡先は裏のページを見てください

## 妊娠したらどうしたらいいの？

- ☑ 妊娠したら、監理団体の相談できる場所や実習している場所の人に妊娠したことを知らせましょう。
- ☑ 外国人技能実習機構や、住んでいる場所にも相談できる場所があります。※連絡先は裏のページを見てください
- ☑ 住んでいる場所の手続きをするところで、妊娠の届けを出しましょう。
- ☑ 住んでいる場所の手続きをするところで、母子健康手帳（お腹に赤ちゃんがいるひとが、住んでいるまちの役所からもらう手帳です。赤ちゃんやお母さんの健康などについて書くものです。）と妊婦健康診査（住んでいるまちの役所が赤ちゃんが健康かどうか調べることです）の受診券などがもらえるので、妊娠中は定期的に妊婦健康診査を受けましょう。

## 妊娠しても働けるの？

- ☑ 日本では、妊娠などを理由に仕事をやめさせることやあなたに不利になることすることは禁止されています。妊娠などをしてもあなたが実習を続けたいのなら、技能実習を続けることができます。

- ☑ 日本では、子どもが生まれる予定の日の6週間前から仕事を休むことができます。  
仕事を休み、休んでいる間の給料がない場合、あなたが入っている健康保険（会社で働いているひとが入る保険です。みんなからお金を集めて、けがや病気で病院に行くひとを助ける制度です）から、出産手当金（いつもの給料の60%ほどのお金です）がもらえます。

## 赤ちゃんを産んだ後、技能実習を続けられる？

- ☑ 日本では赤ちゃんを産んだ後、あなたの健康のため、8週間仕事をする事ができません。そのあと、もう一度技能実習をはじめることができます。

仕事を休み、休んでいる間の給料がない場合、あなたが入っている健康保険から出産手当金がもらえます。

- ☑ 技能実習を一時中止し、国に帰って赤ちゃんを産んだ場合も、もう一度日本に来て技能実習をはじめることができます。（手続きが必要です。）
- ☑ 技能実習を一時中止したあとに、もう一度技能実習をはじめるためには、外国人技能実習機構などで手続きが必要です。いつからはじめたいのか監理団体・実習実施者に知らせましょう。

困ったときは外国人技能実習機構(OTIT)に相談してください  
(電話やメールで相談が可能です)

相談できる言葉	相談できる日と時間	電話番号	OTIT URL
ベトナム語	月曜日～金曜日、土曜日 11:00～19:00 (土曜日：9:00～17:00)	0120-250-168	<a href="https://www.support.otit.go.jp/soudan/vi/">https://www.support.otit.go.jp/soudan/vi/</a>
中国語	月曜日、水曜日、金曜日、土曜日 11:00～19:00 (土曜日：9:00～17:00)	0120-250-169	<a href="https://www.support.otit.go.jp/soudan/cn/">https://www.support.otit.go.jp/soudan/cn/</a>
インドネシア語	火曜日、木曜日 11:00～19:00	0120-250-192	<a href="https://www.support.otit.go.jp/soudan/id/">https://www.support.otit.go.jp/soudan/id/</a>
フィリピン語	火曜日、木曜日、土曜日 11:00～19:00 (土曜日：9:00～17:00)	0120-250-197	<a href="https://www.support.otit.go.jp/soudan/phi/">https://www.support.otit.go.jp/soudan/phi/</a>
英語	火曜日、木曜日、土曜日 11:00～19:00 (土曜日：9:00～17:00)	0120-250-147	<a href="https://www.support.otit.go.jp/soudan/en/">https://www.support.otit.go.jp/soudan/en/</a>
タイ語	木曜日、日曜日 11:00～19:00 (日曜日：9:00～17:00)	0120-250-198	<a href="https://www.support.otit.go.jp/soudan/th/">https://www.support.otit.go.jp/soudan/th/</a>
カンボジア語	木曜日 11:00～19:00	0120-250-366	<a href="https://www.support.otit.go.jp/soudan/kh/">https://www.support.otit.go.jp/soudan/kh/</a>
ミャンマー語	火曜日 11:00～19:00	0120-250-302	<a href="https://www.support.otit.go.jp/soudan/mm/">https://www.support.otit.go.jp/soudan/mm/</a>

妊娠中の心配なことや生活していて困ったことがあれば  
住んでいる地域の相談できるところでも相談できます

外国人生活支援ポータルサイト	<a href="http://www.moj.go.jp/isa/content/930004512.pdf">http://www.moj.go.jp/isa/content/930004512.pdf</a> ※地域によって相談できる言葉がちがいます。
多言語生活相談窓口 ( (一財)自治体国際化協会)	<a href="http://www.clair.or.jp/j/multiculture/association/consultation_list.html">http://www.clair.or.jp/j/multiculture/association/consultation_list.html</a>

「生活・就労ガイドブック」にも赤ちゃんを産むことや育てることについて情報が書いてあります

<http://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html>

書いてある言葉：日本語（やさしい日本語を含む）、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、タイ語、インドネシア語、ミャンマー語、クメール(カンボジア)語、フィリピン語、モンゴル語



# 外国の送出機関を選ぶ際のポイント

外国の送出機関については、法令でその要件が定められていますが、外国の送出機関として、より適正に業務を行い、意欲の高い技能実習生候補者を送り出すために、進んだ取組みを行っている送出機関もあります。今回、外国人技能実習機構（機構）では、これらの進んだ取組みを行っている送出機関を見極めるポイントを実際に送出機関が取り組んでいる事例とともに、送出機関の要件ごとにまとめましたので、ぜひお役立てください。

また、優良な送出機関の事例については、監理団体の皆さま同士でも情報交換することをおすすめします。

## ◎外国の送出機関の要件とポイント

### 1. 認定送出機関又は公的機関からの推薦を受けていること

〔送出国がMOC（二国間取決め）作成国の場合〕  
機構HPで公表されている [認定送出機関](#) ですか？

アクセスはこちら



✓ 機構HP内の外国政府認定送出機関一覧を確認しましょう。

〔送出国がMOC未作成国の場合〕  
所在国もしくは所在地域の公的機関からの推薦状を有していますか？

✓ 送出機関の担当者に問い合わせ、写しを確認しましょう。

### 2. 制度の趣旨を理解している者を適切に選定し、送出を行っていること

受け取った求人に対し、送出機関はどのような手段・過程で募集や選考を行っていますか？

✓ 送出機関が、SNS（Facebook、TikTok、Zalo等）やHP上で行っている募集広告などを確認し、仕事内容や報酬、技能実習開始までの流れなどについて適切に説明しているか確認しましょう。

✓ 送出機関にも直接、確認しましょう。

“送出機関名”

検索

# 外国の送出機関を選ぶ際のポイント

- 送出機関は、募集に際し、技能実習制度の趣旨をどのように説明していますか？
- 送出機関は、募集に際し、帰国後に成果を発揮する意欲の高い技能実習生候補者をどのように確保していますか？
- 送出機関は、求人条件（就業場所、就業時間、賃金（税金・社会保険料による控除を含む）、業務内容、日本での生活等）や、日本で失踪することにより生じるリスク等について、どのように説明していますか？
- 技能実習生候補者は実際に、上記内容を十分理解していますか？
  - ✓ 送出機関から技能実習生候補者に対して実際に行っている説明を聞いてみましょう。
  - ✓ 技能実習生候補者本人にも、本人が技能実習制度の趣旨を十分に理解しているか確認してみましょう。
  - ✓ 技能実習生候補者本人にも、本人が帰国後のキャリアプランを描けているか確認してみましょう。
  - ✓ 技能実習生候補者本人にも、本人が求人条件や失踪のリスク等について十分に理解しているか確認してみましょう。
- 送出機関は、求人情報と技能実習生候補者のマッチングをどのように行っていますか？
  - ✓ 送出機関が、どのような職種や業務、賃金の技能実習であっても、即座に内容を受諾する様子はないか、また、技能実習生候補者の希望や事情も踏まえてマッチングを行っているかなど、技能実習生候補者と実習実施先のマッチングを真剣に考えているのかを確認しましょう。

# 外国の送出機関を選ぶ際のポイント

- 悪質なブローカーを介在させるなど、技能実習生候補者の費用負担の増大につながる方法により技能実習生候補者の確保が行われていませんか？
  - ✓ 送出機関に「技能実習生の採用にあたり、ブローカーが技能実習生に多額の仲介手数料の徴収を行っていないか」を尋ね、悪質なブローカーの介入がないことを確認してみましょう。
  - ✓ 技能実習生候補者に「送出機関に登録するにあたり、ブローカーを利用し、多額の金銭を支払っていないか」を尋ね、悪質なブローカーの介入がないことを確認してみましょう。

(参考)

日本とベトナム政府とのMOCでは、送出機関がブローカーの介入を許容する行為を禁止しています。

## 送出機関の取組事例

〔事例1〕

募集説明会を毎週開催し、参加者全員にメンターを付けている。そして、参加者には、あらゆる疑問を解消した上で、自らの意思により登録するよう求めている。また、技能実習生候補者を募集するにあたり、次のように、送出機関独自の取次ぎ方針を定め、その方針に賛同する者のみを選定している。

### 送出機関独自の取次ぎ方針

準備機関（※）において日本語教育やビジネスマナー教育、キャリアプラン教育等を約1年間行い、その間に適切な実習実施者とのマッチングを行う。

# 外国の送出機関を選ぶ際のポイント

## 送出機関の取組事例

### 〔事例2〕

送出国の国立職業訓練校を準備機関（※）として提携している。この訓練校のカリキュラムは、日本の技術資格をベースに開発されていることに加え、送出機関においても同資格をもとにe-learningテキストや動画コンテンツを作成し、この訓練校の生徒に自習用教材として提供している。つまり、技能実習生候補者は、日本に高い関心を持ち、訓練校で学んだ日本の知識や技術をさらに深く身につけたいと考える者の中から選抜されることとなるため、意欲の高い技能実習生候補者の確保ができています。

※ 準備機関：技能実習生になろうとする者の外国における準備に関与する外国の機関をいい、例えば、外国で技能実習生になろうとする者が所属していた会社や、技能実習生になろうとする者を広く対象とするような日本語学校を経営する法人、旅券や査証の取得代行手続を行う者などが含まれる。

### 〔事例3〕

技能実習生候補者との面接選考について、一般的に監理団体が行うケースもあるところ、実習実施者が送出国に赴き直接選考を行うようにしている。これにより、実習実施者が技能実習生候補者の性格や趣味など個々の状況をあらかじめ詳しく知ることができ、その上で選抜を行うことができる。そのほか、実習実施者は「自身が選んだ技能実習生」、技能実習生は「実習実施者に選ばれた」という意識が生じ、入国前から実習実施者と技能実習生の間で、責任感や信頼関係を育むことができています。

また、実習実施者に技能実習生候補者の家族と面談を行った上で受入れを決定させている。技能実習生候補者の家族は、実習実施者と会うことで、安心して技能実習生を日本に送り出すことができ、これにより失踪等のトラブルも少なくなっている。

### 〔事例4〕

送出国政府が管轄する職業訓練校複数校を準備機関として活用し、技能実習生候補者を主として同校の卒業生から直接選抜することで、ブローカーの介入や職歴・教育歴の詐称を防止している。

## 外国の送出機関を選ぶ際のポイント

### 3. 技能実習生候補者から徴収する手数料その他の費用について算出基準を明確に定めて公表するとともに、本人にも明示して十分に理解させていること

□ 費用の算出基準はどのようになっていますか？内訳に不明な点はありませんか？

✓ 算出基準や支払名目が不明瞭な点がある場合には、送出機関に説明を求めましょう。

□ 送出機関は費用の算出基準をどのように公表し、また、どのように技能実習生に理解させていますか？

✓ 送出機関による公表手段や公表内容を確認しましょう。  
(紙面交付、募集パンフレット記載、インターネット掲載 等)

※ 各国の言語のHP等についても、ブラウザの自動翻訳機能などを活用して確認することが効果的です。

✓ 技能実習生にも、費用に関する送出機関とのやり取りについて確認しましょう。

□ 〔送出機関及び監理団体に変更がない場合〕  
「技能実習3号口」に移行するベトナム人技能実習生からサービス手数料を徴収していませんか？

✓ 技能実習3号口移行時にベトナム人技能実習生に対して「送出機関からサービス手数料を徴収されていないか」を尋ねるようにしましょう。

(参考)

ベトナム政府の規定では、団体監理型技能実習における技能実習2号から3号に移行する際、監理団体及び送出機関に変更がない場合、送出機関は技能実習生からサービス手数料を徴収できないこととされています。





# 外国の送出国機関を選ぶ際のポイント

- 帰国後の技能実習生に対する就職先のあっせん実績や現在のあっせん可能な就職先、その他支援方法はどのようになっていますか？

## 送出国機関の取組事例

### 〔事例1〕

帰国前の技能実習生に対して、オンライン方式で面談を行い、帰国後の進路やキャリアに関する相談を受けているほか、帰国後の技能実習生に対しては、希望に沿った分野で、グループ会社の就職支援コースを紹介している。

### 〔事例2〕

日本での実習により修得した能力・知識・技術を活かし、独立開業したい技能実習生を支援している。例えば、自動車整備工場を独立開業したい技能実習生に対して、開業資金融資や自動車リース、自動車保険等の送出国機関のグループ会社が一丸となって、帰国後の技能実習生の夢が実現するよう応援している。

5. 帰国した技能実習生による技能等の移転状況等について日本側が行う調査に協力すること・その他日本側からの要請に応じること
6. 送出国機関又はその役員が、禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者でないこと
7. 送出国の法令に従って事業を行うこと

✓ 日本の関係法令についても情報収集し理解しているか確認しましょう。

## 外国の送出機関を選ぶ際のポイント

### 8. 送出機関又はその役員が、以下の行為を過去5年以内にしていないこと

- ・ 保証金の徴収等により、技能実習生や技能実習生の関係者（※）の金銭その他の財産を管理する行為
- ・ 技能実習に係る契約の不履行の際に金銭その他の財産を支払う契約をする行為
- ・ 技能実習生等の人権を侵害する行為
- ・ 技能実習の実施等に係る許可を受けさせる目的で、技能実習関係の文書を偽造する等の行為

※ 技能実習生の関係者：技能実習生又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他技能実習生等と社会生活において密接な関係を有する者

（技能実習生等との契約書実物を確認し）技能実習生等に不利な条項が含まれていませんか？

技能実習生の職務履歴書等、送出機関が作成した書類について、技能実習生に内容を確認・理解させた上で、署名させていますか？

✓ 送出機関による書類作成のプロセスを確認しましょう。

✓ 送出機関が作成した書類について、送出機関から十分な説明があったか、内容を理解した上で署名したかを、技能実習生にも確認しましょう。

※ なお、監理団体が送出機関と、契約の不履行についての違約金契約やキックバックなどの不当な利益を得る契約を締結した場合は、監理団体の監理許可が取り消されることがあります。

## 外国の送出機関を選ぶ際のポイント

9. 技能実習生等が技能実習に関連して、保証金の徴収等により金銭その他の財産が管理されていないことや契約不履行の際に金銭その他の財産を支払う契約をしていないことについて、技能実習生から確認すること

✓ 送出機関が技能実習生に対して上記を実施したか確認しましょう。

10. その他、技能実習の申込みを適切に監理団体に取り次ぐために必要な能力を有すること

□ 送出機関が実施する入国前教育は適切な内容となっていますか？

✓ 以下の点を送出機関に確認しましょう。

- ・ 具体的にどのように入国前教育を行っているか。
- ・ 入国前教育のカリキュラムはどのようなものか。
- ・ 教育を効果的に行うためにどのような工夫をしているか。
- ・ 日本語は、どの程度のレベルまで修得可能か。
- ・ 日本語教師の資格を有している者はいるか。
- ・ 送り出す人材の日本語能力について、正確な情報を提供しているか。
- ・ 教育の内容に見合った費用となっているか。

※ 入国前教育が充実している送出機関で教育を受けた技能実習生は、日本入国後の文化や言語のギャップが少なくなるため、スムーズに技能実習を開始することが可能です。

# 外国の送出機関を選ぶ際のポイント

- 技能実習を行っている間、技能実習生を適切にサポートしていますか？
  - ✓ 監理団体と協力して、速やかに技能実習生からの相談に対応できる体制が確保されているか、確認しましょう。
  - ✓ 技能実習生に何らかの問題が生じた際に、監理団体との連絡・協議のための体制を構築しているか、確認しましょう。
- ※ 日本に駐在事務所や支社を置いているなど、日本国内に駐在員がいる送出機関であれば、定期的あるいは、万が一のトラブルの際に迅速に技能実習生の元を訪れ対応することが可能です。

## 送出機関の取組事例

### 〔事例1〕

入国前教育に、キャリアプラン教育として、送出国での実際の求人情報を活用し、帰国時点の日本語能力試験の取得級によって就職先の選択肢に違いがあることや、日本語能力次第で帰国後(～定年)の収入の見込みに差が生じることを理解してもらっている。このキャリアプラン教育の結果、入国後の日本語能力試験の受験率は向上し、入国後半年も経たずにN3に合格する技能実習生も輩出した。

また、その他の入国前教育として、トラブルの事前防止の為に実例を元にして、技能実習生候補者に主体的に考えさせるケーススタディも行っている。例えば、食品製造業の実習に従事する予定の技能実習生候補者に対しては、作業場でアクセサリーを付けると、異物混入の可能性が生じる等、作業場のルールを守らなかった場合に生じるリスクについて教育を行っている。

### 〔事例2〕

帰国後の技能実習生に入国前講習の講師になってもらい、来日前の技能実習生に対し、技能実習実施先での技能実習事例を紹介してもらったり、試験会場等にて農業の実技指導を行ってもらったりすることで、来日後の日本式農業実習を円滑に開始できるように工夫している。また、日本語講習を最低6か月実施することにより、N4、N5レベルで来日させることができています。

# 外国の送出機関を選ぶ際のポイント

## 送出機関の取組事例

### 〔事例3〕

技能実習生が送出機関のメンター社員や日本連絡事務所のスタッフと連絡を取れるよう連絡体制を整えている。入国前から、技能実習生と送出機関職員や送出機関の日本事務所との間で、密なつながりを作り、信頼関係を構築することを意識している。そうすることで、日本入国後も、業務連絡だけでなく、日々の出来事なども気軽に送出機関職員に連絡しやすい雰囲気や体制を作ることが可能となっている。技能実習生が日頃の本音を送出機関職員に伝えやすい環境となっていることから、火種が小さいうちから相談ができ、ある日突然大きなトラブルが発生することを防いでいる。

また、技能実習生の生活態度や性格の特徴を、送出機関での研修を受けていた際の様子から把握し、日本の実習実施者にあらかじめ伝えることで、実習実施者に技能実習生の特性を知ってもらい、より技能実習生の人柄に寄り添った業務指導をしていただくようにしている。

そのほか、技能実習生に問題が生じた際には、個別に対応し、技能実習生をサポートしている。技能実習生が入院をした際は、送出機関日本事務所から入院先へのお見舞いを行っているほか、送出機関から技能実習生の家族に連絡し、随時入院状況の報告を行い、技能実習生や技能実習生の家族の不安を取り除くようにしている。

### 〔事例4〕

送出機関の日本事業部が技能実習生とその家族、実習実施者、監理団体の全連絡先を把握し、いつでも連絡がとれる体制を構築している。家族とは、技能実習生の出国前に顔合わせを行う等、コミュニケーションを密に取っている。入国直後や実習開始直前、開始後1か月程度、移行試験前等、技能実習生が不安を抱えやすいタイミングにはより密に連絡を取ることで、技能実習生が「一人ではない」と感じられ、実習に安心・集中して取り組めるように工夫している。また、災害時には、日本語と送出国の母語を扱える日本人社員から正確な情報を提供している。

#### <災害時のフォロー体制>

- ①技能実習生の安否確認
- ②送出機関社内のSNS連絡網において情報共有
- ③本国の家族へ技能実習生の安否を報告